

放課後等デイサービス ノスリ 身体拘束等の適正化のための指針

1. 目的

本指針は、放課後等デイサービス ノスリ（以下「当事業所」という）において、利用者の基本的人権の尊重を最優先としつつ、身体拘束等の適正化を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え方

当事業所では、身体拘束は原則として行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の三要件（厚生労働省通知に基づく）を全て満たす必要がある。

- 切迫性：利用者または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束等以外に代替する方法がないと判断される場合
- 一時性：身体拘束等が一時的な措置であること

3. 身体拘束等の定義

本指針における「身体拘束等」とは、身体的な自由を制限する行為全般を指す。例として、次のような行為が挙げられる。

- ベルト等で身体を固定する行為
- 意図的に移動を制限する行為（ドアを施錠し閉じ込める等）
- 医療・保護等の目的であっても、本人の意思に反して行動を制限する行為など

4. 適正化に向けた体制整備

当事業所では、以下のような体制を整備し、身体拘束の適正化を推進する。

- 身体拘束適正化検討委員会の設置（年2回以上開催）
- 全職員に対する定期的な研修（年2回以上）
- 身体拘束が発生した場合の記録と報告体制の確立
- 家族・保護者への十分な説明と同意取得

5. 職員研修の実施

職員に対して、以下の内容を含む研修を年2回以上実施する。

- 身体拘束の定義とリスク
- 三要件と適正化の考え方
- 拘束を回避するための支援技術・対応方法

- 倫理的配慮と人権尊重の重要性

6. 記録・報告体制

身体拘束等を実施した場合、以下の記録を作成・保存する。

- 実施日時・対象者・状況・実施者
- 身体拘束を行うに至った理由（三要件を満たす根拠）
- 実施時間および解除の時点
- 事後の経過と対応
- 保護者等への報告内容

また、必要に応じて関係機関への報告も行う。

7. 再発防止と振り返り

身体拘束の発生時には、身体拘束適正化検討委員会にて速やかに検討を行い、再発防止策を検討・実施する。

8. その他

本指針は、関連する法令・通知等の改正に応じて適宜見直しを行い、実効性のある運用を継続する。

作成日：令和6年4月1日

改定日：令和7年9月4日

以上